



Atsumi & Sakai

▶ Vietnam Practice Team Newsletter

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業のベトナムプラクティスチーム責任編集のニュースレターを隔月でお届けしています。当事務所のベトナムプラクティスチームは、政府当局との折衝・交渉の実績を持つ法律事務所であるA-PAC International Law Firm (APAC) と提携関係を結び、目覚ましい発展を遂げてまいりました。ベトナムプラクティスでは、進出支援、M&A・企業再編、官庁折衝・交渉、企業法務、訴訟・仲裁、撤退、法令調査といった、多種多様な業務に関して、質の高いリーガルサービスを提供するよう努めております。



商品表示に関する新規制

[Page 1/2]

2017年12月 No.VNM_008

はじめに

2017年4月14日、ベトナム政府は、政令43//2017/ND-CP（「政令43」）を公布し、商品表示に関してより厳格な規制を定めた。尚、これまで当該内容を規定した政令89/2006/ND-CP（「政令89」）は失効する。

政令43は、ベトナムに輸入され、流通する商品の表示に関する必要的記載事項及び方法並びに政府による管理について述べている。

不動産、再輸出のために一時的に輸入される商品、出入国者の荷物、競売にかけられる没収物、包装されていない、消費者に直接販売される生鮮食品及び加工食品、燃料、原料、建設資材、スクラップ、中古品等々は、本政令の適用範囲から除外される。

商品表示に関する一般規定

必要的記載事項：

以下の情報を商品表示上に記載しなければならない。

- (a) 商品名
- (b) 商品の責任事業者の名称及び住所
- (c) 生産地
- (d) 商品の性質に応じた詳細情報
(成分、生産日、消費期限、重量、注意事項等)

表示の位置：

商品又は商品包装上に配置すること、容易に目につくこと、かつ、商品の一部を取り除かずに全文を読むことができることが必須である。

サイズ：

商品表示上の文字及び数字のサイズは、裸眼により読めるものでなければならない。

内容量を表示する場合は、計測の規則を遵守しなければならない。商品が、事前にパッキングされた食品、食品添加物、又は食品加工助剤である場合は、必要的記載事項の内容を表示する文字の高さは、1.2mm以上であるものとする。

表示用に確保された容器の表面部分（周りの余白を除く。）が80cm²未満の場合、文字の高さは、0.9mm以上であるものとする。

色：

商品表示上に記載される文字、数字、図、画像、記号及び印は、明瞭かつ商品表示の対照的な背景色でなければならない。

言語：

商品表示上の必要的記載事項の記載は、ベトナム語でなければならない。

国内で製造され流通する商品の場合、外国語を付加することが可能だが、その内容は、ベトナム語の記載内容と合致しなければならず、文字サイズはベトナム語より大きくてはいけない。

補足表示：

補足表示は、輸入商品又は返品されてベトナム国内に流通する輸出用商品について義務付けられる。

補足表示は、製造者の添付したオリジナルの商品表示の必要的記載内容に付加して、ベトナム法上必要な記載事項をオリジナルの商品表示を覆い隠すことなく、商品及び商品包装上に配置されなければならない。

ただし、以下の商品は補足表示の対象外とする。

すなわち、市場で販売されることなく保証サービスの提供者の保証において欠陥予備部品と交換するために輸入される予備部品、市場で販売されることなく製造者のために輸入される原材料、食品添加物、食品加工助剤及び予備部品である。

表示義務：

国内流通のために製造された商品は、製造者によって商品表示がなされなければならない。

国内流通のために返品された商品は、当該商品を流通させる組織及び個人により商品表示されなければならない。

オリジナルの商品表示が政令43の規定を遵守しないままベトナムに輸入された商品は、輸入業者が補足表示を行わなければならない。

必要的記載事項に関する個別規定

商品名：

その他の必要的記載内容と比較しても最大の文字サイズで表示しなければならない。

製造者が商品名をつけるが、商品名は、その性質、使用法及び材料の誤解を招かないものでなければならない。

商品がその材料にちなんで一部又は全部につき命名される場合、当該材料の量を表示するものとする。

ただし、食品を着色、着香、調味するために食品添加物が使用される場合を除く。



商品の責任事業者の名称及び住所：

事業者の名称及び住所は、省略してはならない。
国内で製造された商品は、製造者の名称及び住所を必ず表示しなければならない。
ベトナムでの流通のために輸入された商品は、製造者の名称及び住所並びに輸入業者の名称及び住所を表示しなければならない。
ベトナム内での流通のために輸入された商品のうち、医療器具は、その製造者の名称及び住所、原産地並びにその登録番号の所有者の名称及び住所を表示しなければならない。
外国取引業者のための直接的な販売代理店として行動する組織又は個人によりベトナムに輸入される商品の場合、製造者の名称及び住所並びに当該代理店の名称及び住所を表示しなければならない。
フランチャイズされている商品については、上記要件に加えて、フランチャイザーの名称及び住所が義務付けられる。
組立て、梱包、瓶詰めされた商品は、製造者の名称又は名称及び住所その他情報に加えて、当該組立等を行う事業者の名称及び住所が義務付けられている。

商品の生産地：

製造者及び輸入業者は、誠実、正確に、かつ、商品の生産地の法律又はベトナムが加盟若しくは調印した条約に則り、商品の生産地を特定し、表示するものとする。商品の生産国名又は地域名は、省略できない。

商品の性質に応じたその他詳細情報：

政令 43 は、内容量、日付、消費期限／有効期限、構成物、量的構成、仕様、警告情報その他コード、バーコード、基準合格マーク、規制適合印その他を含む詳細等、商品表示上の記載が義務付けられる追加情報の完全項目を列挙する。
スペースが足りないために商品表示上これらの情報を記載できない場合、これらの情報は、商品に伴う書類に記載しなければならない。商品表示上に当該内容が記載される箇所を示さなければならない。商品表示には、所有権争いに関わる画像又は内容その他ベトナムの安全、政治、経済及び社会、外交関係並びに公序良俗に影響を与える繊細な内容を記載してはならない。

簡易包装された商品、食品添加物、化学製品で、商品の梱包なく、ばらで顧客に直接販売される商品については、売主は、以下の情報を公開するものとする。

- (a) 商品名
- (b) 消費期限／有効期限
- (c) 安全警告（もしあれば）
- (d) 商品の責任業者名称及び住所
- (e) 使用説明

政令 43 は、2017年6月1日に施行されたが、政令第 89 に従って商品表示がなされ、本政令の施行日に先立ち製造、輸入、流通又は使用された商品は、その消費期限／有効期限まで引き続き流通又は使用することができる。
政令 89 に従って製造された商品表示及び商品包装で、政令 43 の施行日に先立ち作成又は印刷されたものは、政令 43 の施行日から2年を超過しない期間引き続き使用することができる。

Contacts

HANOI / HO CHI MINH CITY



> [View Profile](#)

三浦 康晴（アソシエイト）
ベトナム登録外国弁護士
M&A や一般企業法務と共に、ベトナム・ロシアといった新興国進出案件に携わってきました。
2017年2月より APAC のハノイオフィスに出向し、日系企業進出、国際取引、紛争解決等の分野で幅広く活躍しています。

> [View About | Vietnam Practice](#)

お問合せ先

E-mail: aandsvietnam@aplaw.jp



> [View Profile](#)

鈴木 由里（パートナー）
第二東京弁護士会

法制度調査、クロスボーダー M&A、国際金融取引、海外進出、コンプライアンス、国際通商等の渉外業務の実務経験を豊富に有するほか、近時では、IoT・ビッグデータ・人工知能等を利用した新規事業の法的サポートを行っています。



> [View Profile](#)

二本松 裕子（パートナー）
第二東京弁護士会

ベトナムプラクティスメンバーとして、主に、インフラ整備・プロジェクト関係・紛争解決等を担当しています。



> [View Profile](#)

上東 亘（アソシエイト）
第二東京弁護士会

日本で弁護士実務を経験した後、2012年9月から約2年間、ハノイ法科大学内で教鞭をとりました。2015年3月より APAC のハノイオフィスに出向してクロスボーダー法務、M&A、労働法務、紛争解決等の分野で幅広く活躍し、その経験を活かして、現在は東京から日系企業のベトナム出をサポートしています。



> [View Profile](#)

戸松 夏子（アソシエイト）
東京弁護士会

2013年8月より APAC のホーチミンオフィスに出向していました。ベトナムでは、クロスボーダー法務、M&A、一般企業法務、倒産処理、労働事件等の分野で幅広く活躍し、その経験を活かして、現在は東京から日系企業のベトナム進出支援をサポートしています。

このニュースレターは、現行の又は予想される規制を網羅的に解説したのではなく、著者が重要だと考える部分に限って、その概要を記載したものです。このニュースレターに記載されている意見は著者個人の意見であり、瀧美坂井法律事務所・外国法共同事業（「瀧美坂井」）の見解を示すものではありません。著者は明白な誤りを避けるよう合理的な努力は行いましたが、著者も瀧美坂井もこのニュースレターの正確性を保証するものではありません。著者も瀧美坂井も読者がこのニュースレターに依拠することによって生じる損害を賠償する責任を負いません。取引を行う場合には、このニュースレターに依拠せずに瀧美坂井の弁護士にご相談ください。